

専決処分の報告について

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、  
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



## 専 決 処 分 書

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

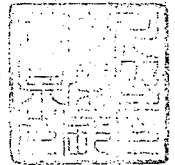
180,844円

2 賠償の相手方



令和3年7月8日

秦野市長 高橋 昌和



### 事故の概要

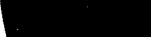
(1) 発生日時

令和3年5月3日午後4時頃

(2) 発生場所

秦野市元町2921番18先

(3) 事故の状況

さんの運転する普通自動車が、上記場所の市道63号線を走行中、アスファルト舗装の損傷箇所を通過した際にその破片が跳ね上がり、車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵

(5) 本市の責任割合

100パーセント